

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp

ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

新市へ向けて 合併協議会再開

― 中条町・黒川村合併協議会第四回会議を開催 ―



平成十七年二月三日(木)、中条町産業文化会館において、中条町・黒川村合併協議会第四回会議が開催されました。

会議の冒頭、合併協議の再開にあたって会長、副会長からあいさつがありました。

会議では、協議を続けてきた新市建設計画及び事務組織・機構の取扱いについて確認されました。地域審議会等の取扱いについては、それぞれの町村における今までの議論について報告があり、次回協議会で確認する方向で協議が行われました。また、新市名称募集に関する記念品贈呈者の決定方法についても確認され、次回協議会で名付け親大賞等を決定することになりました。

今後の日程については、第五回協議会終了後、住民説明会を開催し、合併調印式、廃置分合議決を経て、三月末までに県知事へ合併申請を行う予定となっています。

(詳しい協議内容は次頁をご覧ください)

調整項目	消防団の取扱い 報償及び費用弁償
任意協議会時	合併後、中条町の例により統一する。ただし、費用弁償については、中条町の区分に、黒川村の「行方不明者の搜索遭難者の救出等」の欄を加える。
↓修正	
法定協議会	合併時に中条町の例により統一する。ただし、費用弁償については、中条町の区分に、黒川村の「行方不明者の搜索遭難者の救出等」の欄を加える。

今回、十二月二十二日(水)に開催された第三回会議の内容についてもあわせてお知らせいたします。

第3回協議内容

【協議事項】

◆議案第八号

「各種行政制度及び事務事業の調整方針について」
(確認)

任意協議会で確認された内容について、一部修正され、原案のとおり確認されました。

◆議案第九号

「事務組織及び機構の取扱いについて」
(提案)

事務組織・機構の取扱いについては、新市の組織構築の基本的考え方が提案され、今後これに基づき、より具体的な案を示していきたいとの説明がありました。

◆議案第十号

「地域審議会等の取扱いについて」
(提案)

事務局より地域審議会、地域自治区、合併特例区の各制度の説明が行われました。制度によっては、設置区域が旧町村単位となっていることもあり、地域性を考慮しながら、それぞれの町村で議論していく方向性が見えられました。



【委員会】それぞれの町村での議論の様子

第4回協議内容

【協議事項】

◆議案第七号

「新市建設計画について」
(確認)

県との協議により一部修正され、原案のとおり確認されました。

◆議案第九号

「事務組織及び機構の取扱いについて」
(確認)

原案のとおり確認されました。

○市長部局の組織体制

「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。

◆基本的な考え方

①本庁、支所に市民窓口サービスを中心とした諸証明の発行、各種相談業務等の総合的窓口機能を整備する。

②本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所掌する。

③支所は、①の窓口業務を処理するほか、住民サービスの低下を招かないようにするため、旧行政区域を所管区域とする事業部門の業務を処理する。

④両町村に設置されている委員会、委員及び附属機関については、原則、統合することとし、新市において、各機関の法的な設置根拠及びその所掌事務の内容を整理し必要に応じて再整備する。なお、地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。

⑤附属機関の委員構成については、両町村の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずる。

⑥組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備する。

○教育委員会の組織体制

「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。

○事務局・委員会の組織体制

「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。

公平委員会については、新市においても引き続き、新潟県市町村総合事務組合への共同事務処理に参加することとし、両町村は新市施行日前日に組合から脱退し、新市施行日に新たに組合に加入する。

◇議案第十号

「地域審議会等の取扱いについて」

(継続協議)

これまで各町村で協議されてきた内容について、両町村協議会委員より報告されました。

【中条町の意見】

・建設計画の議論については新市議会で行い、地域審議会は両町村での設置は必要ないのではないかと。
・現時点では行政と住民の協働基盤がないため地域自治区、合併特例区の設置は必要ないのではないかと。

【黒川村の意見】

・新市建設計画が十年間で予定されており、地域審議会を設置して見守る必要があるのではないかと。
・黒川地区においては設置すれば、市長より諮問を受けてそれに対し答申をだすということから、行政と地域が結ばれ、無視されない体制ができるのではないかと。

◇議案第十一号

「新市名称募集に関する記念品贈呈者の決定方法について」

(確認)

新市名称募集に関する記念品贈呈者を決める上での抽選方法等について、原案のとおり確認されました。抽選は、第五回合併協議会で行うことになりました。

解説

地域審議会等の取扱い

地域審議会という制度は、合併をすると、行政区画の拡大により住民と行政の距離が遠くなることによって、住民の意見が合併後の施策に反映されにくくなるのではないかとという住民の不安に対応するため、平成十一年の合併特例法の改正により設けられた制度です。

地域自治区、合併特例区という制度は、平成十六年の地方自治法改正、現行合併特例法改正、新合併特例法制定により制度化されたもので、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を図り、協働を推進し進めることを目的に設けられた制度であり、地域自治区は法人格を有しませんが、合併特例区は法人格を有します。なお、地域自治区には地方自治法に基づく一般制度と合併特例法に基づく特例制度があります。

各制度を比較すると、下記のとおりで、両町村それぞれの地域性や新市の一体性を考慮しながら、協議・検討することが必要です。

区 分	地域審議会	地 域 自 治 区		合併特例区
		地方自治法	合併特例法	
目 的	①新市の運営に対し、提案・助言 ②合併に対する住民不安を解消する体制づくり	①市民の自治組織の高揚を期待、住民の意思を反映 ②市民協働の体制づくり	①新市の運営に対し、提案・助言 ②合併に対する住民不安を解消する体制づくり ③市民の自治組織の高揚を期待、住民の意思を反映 ④市民協働の体制づくり	①新市の運営に対し、提案・助言 ②合併に対する住民不安を解消する体制づくり ③市民の自治組織の高揚を期待、住民の意思を反映 ④市民協働の体制づくり
法 人 格	なし	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設 置 区 域	旧市町村単位	市町村が定める区域(小学校区単位も可)	旧市町村単位(合同も可)	旧市町村単位(合同も可)
設 置 期 間	合併後の一定期間(上限の定めなし)	制限なし	合併後の一定期間(上限の定めなし)	合併後の一定期間(上限5年)
事 務 所	—	地域自治区内に置く	地域自治区内に置く	合併特例区内に置く
審 議 機 関	役 割	地域協議会 地域自治区の区域に係る事項に対し、市町村長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項について市町村長に意見を述べる ことができる。	同 左	合併特例区協議会 合併特例区の区域に係る事項に対し、市町村長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項について市町村長に意見を述べる ことができる。
	定数・任期	構成員の定数、任期(4年以内)は、条例で定める。		構成員の定数、任期(2年以内)は、合併関係市町村の協議で定める。

新しいまちづくりへ

―新市建設計画完成―

昨年十月の第一回協議会で提案され、県との協議を行っていた「新市建設計画」は、二月三日の協議会で確認されました。

この計画は、合併後の新市を建設するための基本的な方針を定めているほか、魅力ある地域づくりを行うために、各種の施策や事業が位置付けられています。

本文は、十章だてになっており、既に公表されている新市将来構想の部分に、主要施策や財政計画が加わった四十九ページに及ぶもので、平成二十七年までの十一年間が計画期間となります。

【新市建設計画とは】

新市の将来構想を描くとともに、総合的・効果的な行政運営を推進するため、合併特例法第5条及び協議会規約に基づき策定されています。

策定方針を策定した上、両町村の概況や指標、アンケート結果等を勘案し、まちづくりの基本方針、根幹となるべき事業、公共施設の統合整備、財政計画などで構成されます。この計画を基礎として、さまざまな財政措置が講じられます。

【計画検討会】

協議会の委員で構成される新市建設計画を策定するための会議。全9回開催。両町村の概況や指標の分析を始め、新市における施策・事業を検討してきました。

【新市将来構想とは】

当協議会では、新市建設計画の前段で、新市将来像を含めたまちづくりの基本的方針までの部分を指して「構想」とし、将来像や方針に沿った施策・事業を含んだものを「新市建設計画」として分けています。

新市将来構想は、任意協議会において確認済みで、7月説明会で概要版を全戸に配布しています。

【両町村の総合計画との関係】

計画策定にあたっては、これまでの両町村の各種計画を検証し、地域づくりの理念や主要な施策・事業は新市に引き継ぐものとしています。

なお、計画策定の趣旨以外の施策や新市の詳細な事業については、新市で策定される総合計画に委ねることとしています。

【財政支援】

現行合併特例法では、合併市町村に対して様々な財政措置がなされていますが、これらは新市建設計画に位置付けられた事業について講じられます。合併に際して、新市の一体性の確立、均衡ある発展に資する事業などに充てられます。合併特例債など。

新市建設計画策定までの経過

年 月	協 議 内 容
平成16年1月	・第2回任意協議会にて新市建設計画策定方針、新市建設計画策定にかかる基礎調査（住民アンケート）の実施を確認 ・基礎調査（住民アンケート）を実施（1月30日～2月13日）
平成16年3月～	・新市建設計画策定検討会を開催（9月までに9回開催）
平成16年6月	・第7回任意協議会にて「新市将来構想」を承認
平成16年7月	・新市将来構想概要版を全戸に配布 ・両町村で地域懇談会・住民説明会を開催
平成16年8月	・県と新市建設計画登載事業の内協議開始
平成16年10月	・第1回協議会に新市建設計画（案）を提案 ・県と事前協議開始
平成17年2月	・第4回協議会で新市建設計画（修正案）を協議し、確認 ・県と本協議開始



全世帯へお配りいたします

この度、作成された新市建設計画は、「合併協議報告書」とあわせて、住民の皆さんへお配りいたします。

また、住民の皆さんに新市をよりイメージしていただくため、新市建設計画をまとめた概要パンフレットも作成しました。報告書と同時に配布しますので、ぜひご覧ください。



新市建設計画概要パンフレット

自然共生型の まちづくり

新市のエリアは、海と山、母なる川「胎内」の水系を全てカバーすることから、清流が育んだ豊かな自然、深い歴史を中心とした一体的なまちづくりが可能となります。他にない特徴的な自然や歴史を産業、交流に活かし、住む人にやさしく、訪れる人に潤いを提供する「自然共生型」のまちづくりを進めます。

地域間交流で産業の 活性化を目指す

自然や歴史をテーマにしたイベントや農村滞在型の新しい観光スタイルをPRしながら、観光事業と他産業との連携、官民一体となった地域活性化を推進します。地域の特性を活かした観光事業や地域間交流による集客、特産品の開発などは地域に活力を与え、ひいては雇用促進や定住促進、高齢者の生きがい対策に結び付くものと考えています。

4つの基本的な 施策体系

住民アンケートをもとに、新市建設の基本目標を「教育・文化」、「住民生活」、「産業・交流」、「行政」の4つの体系に分類しました。これまで両町村が進めてきた地域づくりの理念を継承するとともに、積極的に新しい事業を盛り込むことで、住民生活に密着した施策と新市の将来目標を実現するための施策を同時に展開します。

新市建設計画

6つの ポイント

快適で、安心安全を 創造する新市事業

両町村の懸案事業であった、防災無線、学校統合、地区保健センター、総合体育館などは「合併特例債」を活用して建設されます。そのほかにも計画に基づき、農産物加工施設、奥山荘城館遺跡・歴史公園等の整備のほか、両町村が速やかに一体性を確立し、快適な生活を約束するため道路・歩道・消雪パイプ・下水道などの基盤整備も盛り込まれています。

住む人、訪れる人に 魅力的なゾーン形成

この地域には、豊かな自然、優良な農地、保養・観光施設などが、コンパクトでありながら、バランスよくそろっています。特に「日本海～胎内川～飯豊山系」と結ぶことのできるゾーンは、観光・レクリエーション施設を機能的にリンクさせることで、住む人、訪れる人に「リラックスといやし」を提供する魅力的な場となるでしょう。

新しい 行政スタイルを追求する

合併のメリットでもある効率化を図るため、年次的に職員を削減するとともに、市域全体に均等で良質の行政サービスを提供できるよう組織の編成や公共施設の整備、情報システムの導入を行います。また計画された施策・事業を円滑に実施するため、専門部署の設置や専門職を配置するとともに、NPOやボランティアとの連携をしながら、住民参加型の行政を推進します。

合併Q&A

今回は、今後の合併協議会に関する疑問についてお答えいたします。

中条町・黒川村の合併協議状況

第4回協議会終了時

○：確認 ●：協議中

	項	目	状況
基本項目	1	合併の方式	○
	2	合併の期日	○
	3	新市の名称	○
	4	新市の事務所の位置	○
	5	財産区を除く財産及び債務の取扱い	○
特例項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○
	8	地方税の取扱い	○
	9	一般職の職員の身分の取扱い	○
	10	地域審議会等の取扱い	●
その他の項目	11	特別職の職員の身分の取扱い	○
	12	条例、規則等の取扱い	○
	13	事務組織及び機構の取扱い	○
	14	一部事務組合等の取扱い	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○
	16	公共的団体等の取扱い	○
	17	補助金、交付金の取扱い	○
	18	町名、字名の取扱い	○
	19	慣行の取扱い	○
	20	国民健康保険事業の取扱い	○
	21	介護保険事業の取扱い	○
	22	消防団の取扱い	○
	23	行政区の取扱い	○
	24	財産区の取扱い	○
	25	各種事務事業の取扱い	○
	26	新市建設計画	○

Q 合併協定書とはどういうものですか。

A 合併協議を行ってきた市町村長が、法定協議会が行ってきた合併協議の内容を最終的に確認するため、とりまとめたものが合併協定書です。

よって、合併協議が全て終了します。

了した後は、関係市町村長は合併協定書に調印を行い、その内容をもとに法律に定める合併手続きとしての廃置分合議決へと進むことになります。

両町村の合併協議項目は左表のとおり基本項目、特例項目、その他項目に分けられ、一冊の協定書としてまとめられます。

Q 合併調印した場合、合併協議は終了となるのですか。

A 中条町・黒川村合併協議会では、合併調印後も引き続き合併時までに調整するものや、合併時に新規に構築するものなどについて、話し合いを行っていくことを考えています。

えています。

協議会を傍聴しませんか

◇第5回合併協議会

と き 2月15日(火)
午後2時から

ところ 中条町産業文化会館

※受付は午後1時30分から行います。

※傍聴はどなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

中条町・黒川村合併協議会のホームページもご覧ください。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>